

(陳受28第35号)

武蔵野市議会議員の不適正なインターネット利用の自粛等を求めることに関する陳情

受理年月日	平成28年5月26日
陳情者	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27 小畑 孝平

陳情の要旨

全国的に共通する問題ですが、ウェブサイトまたはSNS等のインターネット上のメディアは、相当に強力な情報発信メディアであります。

一方、物事、全てがもろ刃の剣であり、威力があればあるほどその危険性も高くなるもので、インターネットのメディアとしてのリスクはその真骨頂であります。

アナログであれデジタルであれ、ローテクであれハイテクであれ、一長一短であること、不適正な利用の甚大な危険性に変わりはありません。

ところが、現代人の悪癖として、おのが不適正利用またはリテラシーのなさを棚に上げて、何か不都合な結果があるたびに何でもハイテクのせいにしてしまいます。コンピューターもしくはデジタルメディアが悪い、またはインターネット社会特有の問題だ、などとわかりもせぬ専門用語満載のうつつを抜かします。

そもそも、インターネットを自発的に利用し、その恩恵を多々授かっているながら、何か不都合があるとすぐに「ハイテクが悪い。古きよき昭和が懐かしい。紙ベースのメディアにまさるものなし。」などとうたうのは、甚だグロテスクな御都合主義ではないでしょうか。そんなにハイテクが嫌いならば、またはこれを使いこなすほどのリテラシーがないなら、最初から古きよき大和魂を標榜し、アナログ・レトロ主義を貫徹されればよいのです。

何でもインターネットのせいにするのは筋違いで、いかなる道具も要は使い次第であり、おのが責任であります。

我が地元の町議会議員は、相当に原始的で、古生代シルリア紀的なレトロ主義を貫徹しており、それも問題でございますが、彼らのすばらしいところは、首尾一貫しており、おのが不始末が招いた結果を道具のせいとしないところにあります。自身のインターネットリテラシーの欠乏が招いた不始末を素直に認めて短期間でウェブサイト及びSNSから引退したのです。

我が地元の町議会議員は、そろって情報の閲覧、ネットショッピング及び仲間内の電子メール以外、インターネットを一切使いません。いつも、自身の身体を動かし、議員定数15名にしては広大な30.03平方キロメートルものフィールドのあちらこちらを駆けずり回り、汗をかきながら、紙ベースの議員手づくりの温かい情報誌を町中に配布しております。

一方、あまたの他議会議員さんにおかれては、自身から積極的にウェブサイトまたはSNSといったインターネット上のツールを使い、強力無比にして瞬発性の高い情報発信を全世界へ向けて行っています。そして、例のごとく何か自身に不都合があると、ハイテクの危険性またはネット社会特有の問題、などと責任転嫁を露呈するのです。最初から使わなければよいのです。

そして議員の方はその立場上、自由な情報発信を行い、その結果、自身のインターネ

ットリテラシーが状況に追従せず、不適正または違法な個人情報その他の機密情報をネット上に意図せずに投稿及び拡散させる事態が多々発生しております。それも自身の情報ではなく人様の情報であります。例えば、現代における地方議会議員によるインターネット上のウェブサイトまたはSNS等の利用にあつては、自身等で撮影した写真のアップロード（掲載等）の乱発が常態化されております。

また、当該写真において、関係のない民衆の明瞭な顔の混入及び不名誉な文書の混入も散見され、そのような例が後を絶たないのが実情であります。

インターネットは瞬発性があり、その上で操作が簡単でもある強力な情報発出メディアですが、その危険性は甚大で、一度、検索サイトのヒット率の高い公人のウェブサイトまたはSNS等に情報が掲載されると、秒刻みで当該情報の参照ならぬコピーがあまたに世界中の検索サイトのキャッシュコンピューター上に作成されてしまいます。

それは何も文字情報だけではなく画像であっても同様です。議員の方々が、自身のデモまたは演説等の光景を撮影の上、これを自身のウェブサイトまたはSNS上に投稿されるのは日常茶飯事です。どうか、明瞭な関係のない民衆の顔はもとより、役所の告示掲示板等の不名誉かつ重要文書などは消去された後でなさっていただきたいのです。

関係のない一個人がある種のデモに関与しているという誤解を招き、または一個人の滞納処分通知書もしくは官公庁の公印の印影が高いヒット率をもって検索サイトにかかるようになり、これが悪用される、などという最悪の事態が待っているのです。

甚大なプライバシーの侵害つまり人権侵害であり、官公庁のセキュリティの破壊でもあり、たかだかインターネット上の誹謗中傷等の罵詈雑言ごときでは済まされないのです。

インターネットは軍事利用目的発祥の技術つまり戦争のための道具であり、情報処理技術者のための道具でもあり、そもそも一般人の利用には適さぬ相当に高度な技術であります。要は、情報発信における、破壊力満点の銃砲刀剣類または重化学兵器であります。

以上のことを勘案し、我が地元の町議会議員のごとく、レトロ主義へ立ち返り、いっそのことインターネットを使わず、議員自身の手づくりの情報誌をみずから地元のフィールドを歩いて配布するスタンスでよいのです。そのようにすれば、地元外からの不要なノイズも入らず、面倒な問題に巻き込まれず、地域住民への奉仕という職務専念義務貫徹をなせるのです。

どうか、全体の奉仕者、そして公人として、住民の皆様の安全な生活を預かる公職者として、いま一度、インターネットリテラシーについて再考され、少しでもこれの自信なき方にあつては、インターネット上の情報発信をご遠慮願います。

一個人の表現の自由などという問題では済まされない、行政庁の正常な運営及び住民の皆様の生活の安全がかかっているのです。

以上の趣旨から、下記事項の実現へ向け、尽力願いたい。

記

- 1 武蔵野市議会議員において、情報リテラシーの相当に高い自信まではなき者または適性が低いと他者から認められる者にあつては、インターネット上のウェブサイトもしくはSNSについて、これの使用を禁止し、または自粛すること。
- 2 1に必要な申し合わせ事項もしくは例規の制定または通達の発出をなすこと。